

学校法人制度改革特別委員会 (第4回)	資料2
令和4年3月9日(水)	

## 学校法人ガバナンス改革に関する主な論点

学校法人制度改革の議論に当たっては、主に以下のような論点を中心に、確認・見直しを行ってはどうか。

### 0. 総論

0-1. 学校法人ガバナンス改革会議（以下「改革会議」という。）では、「理事長、理事、学長などの執行部門が機動性をもって執行する一方で、独善に陥ることなく広く社会にその姿勢を理解されるためには、法人内部の諸機関による監視・監督の体制が十二分に整備・強化される必要がある」とされているが、所轄庁の介入に頼ることなく、法人の自律的な運営改善能力を高めることは重要ではないか。

0-2. 理事会・評議員会の関係については、改革会議では、執行の監視・監督の機能強化のため、評議員会を「最高監督・議決機関」とし、万能の決定権限を付与することとされているが、理事会が意思決定・執行監督機関、評議員会が諮問・審議機関であるという経緯を踏まえ、理事会・監事において監視・監督の機能が健全に発揮されない場合に、評議員会が合理的な監督権限を段階的に行使できるようにすることについてどう考えるか。

### 1. 理事・理事会

#### (1) 理事会の権限等

1-1. 理事長の選定・解職を理事会の権限としてはどうか。

※現行は、寄附行為の定めるところによる。

1-2. 評議員会の意見聴取事項、校長その他の重要な職員の選解任、内部統制システムの整備等について、理事への委任を禁止することを法律に明記すべきか。

※現行は、特に規定がない。

## **(2) 選解任、適格基準**

- 1－3. 理事の選解任について、寄附行為において評議員会その他の選任機関を定め、選解任に関する選任機関の責務を明確にすることとしてはどうか。  
※現行は、設置する学校の校長、評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者、その他寄附行為の定めるところにより選任された者。
- 1－4. 理事の解任について、解任事由をどう考えるか。また、解任事由があるときには、選任機関が解任の権限を有することを前提に、評議員会が選任機関に解任を請求したり、監事が選任機関に意見陳述したりできるようにしてはどうか。その上で、理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求後一定期間内に選任機関による解任がされないような場合に、評議員による役員解任の訴えを認めてはどうか。  
※現行は、特に規定がない（寄附行為の記載事項）。
- 1－5. 校長の職に関連付けて理事として法人の業務にも関与させるという現在の校長理事の制度について維持すべきか。校長理事でも解任事由のあるときは理事として解任できるようにすることをどう考えるか。  
※現行は、設置する学校の校長が理事となる。複数校ある場合、寄附行為により一人又は数人とすることができる。
- 1－6. 評議員のうちから理事を選任するという評議員理事の制度について、兼職の解消を目指すべきか。  
※現行は、評議員のうちから選任された者が理事となる。

## **(3) 任期**

- 1－7. 任期について、教育研究の特性から短絡的な評価になりすぎないように4年を上限に寄附行為で定め、かつ、監事・評議員の任期を超えないようにしてはどうか。  
※現行は、特に規定がない（寄附行為の記載事項）。

## **(4) その他**

- 1－8. 理事会議事録の作成義務を法律に明記すべきか。  
※現行は、特に規定がない。

1－9. 理事会における職務状況の報告、評議員会における説明要求事項の説明に関する理事の義務を法律に明記すべきか。

※現行は、特に規定がない。

1－10. 上記以外に、理事・理事会の在り方について。

## **2. 評議員・評議員会**

### **(1) 評議員会の権限等**

2－1. 評議員会は、理事の選解任（評議員会が選任機関の場合）、理事の解任請求（評議員会以外の機関が選任機関の場合）、監事・会計監査人の選解任、寄附行為で定めた事項等を決議事項としてはどうか。

※現行は、予算及び事業計画、中期的な計画、借入金及び重要な資産の処分、報酬等の支給の基準、寄附行為の変更、合併、任意解散、収益を目的とする事業に関する重要事項が評議員会の意見聴取事項。これらについて、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。また、役員の一部免除は、評議員会の決議事項。

2－2. 大臣所轄学校法人等の評議員会について、2－1に加えて、意見陳述の対象のうち一定の重要事項（寄附行為の変更、任意解散、合併、中期的な計画の作成又は変更、報酬等の支給の基準の策定又は変更）を決議・承認等の対象とする特例を設けることをどう考えるか。

2－3. 理事の選任（評議員会以外の機関が選任機関の場合）について、評議員会が選任機関に意見陳述できることとしてはどうか。

※現行は、理事の選任に関する評議員会の権限について特に規定がない。

2－4. 理事の解任（評議員会以外の機関が選任機関の場合）について、解任事由があるときには、選任機関が解任の権限を有することを前提に、まずは評議員会が選任機関に解任を請求することができることとしてはどうか。

※現行は、理事の解任に関する評議員会の権限について特に規定がない。

2－5. 監事が理事の法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提

起の権限を有することを前提に、まずは評議員会が監事にそうした権限を行使するよう請求することができることとしてはどうか。

※現行は、法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提起の権限に関する評議員会と監事との連携について特に規定がない。

## **(2) 選解任、適格基準**

2-6. 評議員の選解任は寄附行為の定めるところによることとし、理事・理事会による評議員の選任・解任も一定の規制（人数の上限）を設けた上で認めることとしてはどうか。

※現行は、職員（校長、教員を含む。）のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者、卒業生（25歳以上）のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者、その他寄附行為の定めるところにより選任された者。

2-7. 理事と評議員との兼職は、それぞれの役割の明確化のため解消すべきか。

※現行は、特に規定がなく、兼職を前提に評議員の最低員数（理事の定数の2倍超）が定められている。

2-8. 職員と評議員との兼職及び役員の子親者等の評議員就任は、人数の上限を設ける必要はないか。

※現行は、職員（校長、教員を含む。）のうちから選任された者が評議員に含まれなければならない。役員の子親者等の就任については、特に規定がない。

## **(3) 任期・員数**

2-9. 任期について、6年を上限に寄附行為で定め、理事の任期と同等以上としてはどうか。

※現行は、特に規定がない。

2-10. 評議員の員数については、理事と評議員との兼職を解消する場合には、理事の員数を超える数としてはどうか。

※現行は、理事の定数の2倍をこえる数。

#### **(4) 評議員の義務・責任**

2-11. 評議員は、評議員会への監督機能の付与に伴い、権限の範囲内における善管注意義務と損害賠償責任を負うことを明確化してはどうか。

※現行は、特に規定がなく、解釈により民法が適用。

2-12. 評議員が不正行為や法令違反をした際に、監事は、その旨を所轄庁・理事会・評議員会に報告することとしてはどうか。そのような評議員については、所轄庁による解任勧告の対象としてはどうか。

※現行は、特に規定がない。

#### **(5) その他**

2-13. 評議員会議事録の作成義務を法律に明記すべきか。

2-14. 上記以外に、評議員・評議員会の在り方について。

### **3. 監事**

#### **(1) 選任・解任、適格基準**

3-1. 監事の選解任は、評議員会が行うこととしてはどうか。

※現行は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

3-2. 役員の子親等者は、監事への就任を禁止としてはどうか。

※現行は、理事、評議員、職員との兼職は禁止されている一方で、役員の子親等については、1人を上限に就任可能。

3-3. 監事の解任について、解任事由をどう考えるか。

※現行は、特に規定がない。

#### **(2) 任期**

3-4. 任期について、4年を上限に寄附行為で定め、理事の任期と同等以上としてはどうか。

※現行は、特に規定がない。

### **(3) その他**

3－5. 監事が理事の法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提起の権限を有することを前提に、評議員会が監事にそうした権限を行使するよう請求することができることとしてはどうか。【2－5再掲】

※現行は、法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提起の権限に関する評議員会と監事との連携について特に規定がない。

3－6. 特に大規模な大臣所轄学校法人等においては、常勤監事を定めなければならないこととしてはどうか。

※現行は、特に規定がない。

3－7. 評議員が不正行為や法令違反をした際に、監事は、その旨を所轄庁・理事会・評議員会に報告することとしてはどうか。【2－12再掲】

3－8. これまでの改正においても監事の機能強化がなされてきているが、上記以外に、監事の在り方について。

### **4. 会計監査人**

4－1. 大臣所轄学校法人等において、会計監査人を新たに学校法人の機関として設置を義務付けてはどうか。

※現行は、特に規定がないが、私学振興助成法に基づき会計監査は受けている。

4－2. 会計監査人の選解任は、評議員会が行うこととしてはどうか。

※現行は、特に規定がない。

4－3. その他会計監査人の在り方について。

### **5. 内部統制システムの整備**

5－1. 大臣所轄学校法人等において、内部統制システムの整備を義務付けるかなど内部統制システムの整備の在り方について。

※現行は、特に規定がない。

## **6. 事業活動実態に関する情報開示**

6-1. 大臣所轄学校法人等における財務情報及び事業報告書の開示について、どのような方法での開示が望ましいか。

※現行は、大臣所轄学校法人については、インターネットによる公表が各法人に義務付け。

## **7. その他**

### **(1) 子法人の在り方**

7-1. 子法人の設立・出資に係る手続や情報開示の在り方、子法人を監事・会計監査人の調査対象とできるようにするかなどについて。

※現行は、特に規定がない。

### **(2) 過料・刑事罰の在り方**

7-2. 理事会及び評議員会の議事録や会計帳簿の作成・保存の違反や閲覧拒否に関する過料を新設すべきか。

※現行は、特に規定がない。

7-3. 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得について、近年の様々な不祥事を踏まえ、学校法人の役員の職務の公正の確保と、これに対する社会一般の信頼を得るために他の公益法人制度における取扱いに合わせて刑事罰を新設すべきか。

※現行は、特に規定がない。

### **(3) 「寄附行為」の名称**

7-4. 「寄附行為」との名称は、学校法人が私人の寄附財産等により設立・運営されることを示す意義に鑑み維持してはどうか。

※現行は、「寄附行為」との名称。